

砂川市条例第29号
令和7年12月9日

砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「6月に支給する場合においては100分の230を、12月に支給する場合においては100分の235」に改める。

第2条 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合においては100分の230を、12月に支給する場合においては100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。